

石川県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達に係る苦情について、公平かつ独立した立場から検討し、当該苦情に係る調達を行った機関への提案等を行うため、石川県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の定数は、3人とする。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了した場合であっても、当該委員は、後任の委員が任命されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続き開始の決定を受けたとき

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(守秘義務)

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、緊急やむを得ない場合を除き、委員会を招集しようとするときは、文書により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第6条 委員会においては、議事録を作成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成8年6月28日告示第365号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成26年5月15日告示第219号)

この告示は、平成26年5月15日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日告示第66号)

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第130号)

この告示は、公表の日から施行する。